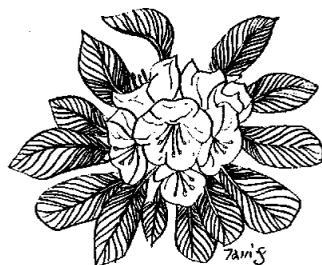


# 札幌オリンピックの いやされぬ爪痕

—手稲山スキー場問題の提起するもの—



## 滝 口 亘

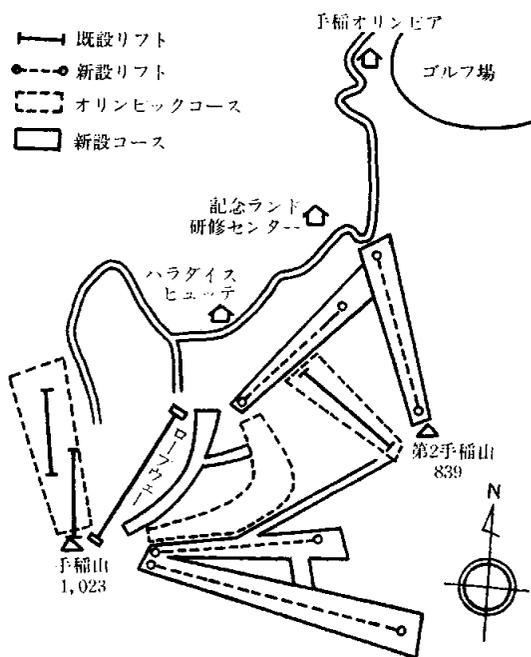
うっすらと雪化粧した早春の手稲山、バラ色の朝焼けがとても美しいのだが……。そこでは、すでに札幌パラダイス計画による大規模スキー場の工事がすすめられつつある。私は五十年五月にこのスキー場計画があきらかになって以来、市民団体と王子緑化協が協定を交すにいたった五十二年八月まで、手稲山スキー場反対の運動に加わってきた。

いま私たちの困りでは「冬期オリンピック札幌再誘致」の動きが活発化し、朝里岳スキー場の許可申請がだされている。これらの動きは、これまでの都市開発などによる札幌周辺の自然の荒廃を、さらに増幅させずにはおかないだろう。これを機会に私たちの手稲山スキー場反対運動の記録を報告し、朝里岳計画や冬期オリンピック誘致に対する市民的理論へのアプローチを試みたい。

### 手稲山とその開発のあゆみ

手稲山（一、〇三三m）は、単独峰ではない。いくつかの山が折り重なっており、西には奥手稲から余市、朝里岳へとつづき空沼岳にいたる一つの山脈をなし、札幌市を西から南へと囲み札幌山脈ともいえるものである。手稲山は、この山脈の日本海側に突きでた一角である。

〔図一〕 スキー場計画概念図（当初）



札幌市内のビルから見る手稲山は、東斜面になだらかな緑の裾をもち、南面はけわしいガレを見せている。かつてアイヌの人たちは「タンネ・ウエン・シリ」と呼び、狩を営みながら生活の場にしていたにちがいない。私たちもまた、夏は多くの人たちが登山の対象とし、冬はスキーを楽しみ、タランボやウド・タケノコ・ワラビなどの山菜をもとめて山にはいる人も多いはずである。札幌市民が、開拓の頃から朝夕に親しんできた山であろう。

この山も三十三年を境に、大きな変化を見せることになった。資料1は私が知る範

囲での手稲山開発行為の歴史であるが、十三年のHBC山道開削、四十年の手稲オリンピック誘致、四十二年以降のIOCの手稲冬期オリンピック開催決定にともなう関連工事が、その大きな特徴といえよう。これらの開発は、美しい手稲山の北斜面と頂上附近一帯を大規模に荒廃させる結果となり、赤い肌をいたるところに露呈させている。

### 札幌パラダイス計画

私たちが王子緑化協の札幌パラダイス計画による大規模スキー場の計画を知ったの

は、五十年五月二十五日の新聞報道によるものと、詳細については五月二十七日の道自然環境保全審議会に出席した故・片平委員によってであった。全道労働議長として委員に委嘱されていた片平さんは、私に「やあやあ滝さん、審議会とはひどいとこだな、はじめて出された保護地区解除の議案が現地を見ることもなく反対の意見もせずに、その日のうちに決まっちゃやうんだな。俺は反対だといったんだが」と話された。

王子緑化の計画によるスキー場（札幌パライニス）は、オリンピック男女回転コース（女子大回転コースは含まないが、実質的利用がはかられている）を再利用しながらパノラマ一・二号、パラダイス一・二号など実質コース八本、新設リフト四基、森林五万本の伐採を予定する大規模スキー場であった。

手稲山全体は、王子緑化と三菱鉱業、手稲オリンピックの三者が所有する私有地であり、パラダイス計画用地は王子が昭和十三年に所有した私有林である。山頂周辺は四十七年、道自然保護条例（現在の自然環境保全条例に引継がれている）による「手稲山自然景観保護地区」に指定されている。大規模スキー場の建設には、いくつかの条件がある。大規模開発である場合、民地であっても自然環境保全条例三〇条に規定

する『特定開発行為』の許可と、それにもとづく『自然保護協定』が必要だ。

また関連施設としての駐車場などを造るための宅造許可、リフトの安全性などでの陸運局認可などである。特定開発行為については資本や開発を優先する今日の行政のもとでは容易に得られるものであろう。

焦点は、景観保護地区の解除にあったとおもう。王子緑化が四月八日、札幌市に届出した解除申請は五月二十三日『解除やむし』とのアイマイで、しかも会社の希望を一〇〇％受け入れる同意がつけられ、道庁に回された。二十七日開催の前述の審議会環境保全部会（部会長・宮脇 恒）は、片平委員が述べするように解除を決定。翌二十八日知事に諮問をおこなった。これをもとに道は、六月三日、正式に解除の告示をした。十二月オーブンをネラウ会社の利権に従属したものであり、今日の行政機能からは想像もできないスピード決裁であった。

### 都市周辺の空間緑地として の手稲山

手稲山は緑あふれ、眺望の素晴らしい山である。またシロバナエンレイソウ、ニリンソウ、クリンソウ、エゾエンゴサク、シラネアオイ、ムラサキヤシオツツジなど可憐な花が多く、小鳥のさえずりも多い。しかし、こ

れまでの一般的な自然保護観である貴重な自然、貴重な景観との尺度からすれば、特に貴重なものではないのかも知れない。ただ札幌市民としての私たちが考える手稲山の価値は、これまでの価値と同じではない。札幌周辺の自然は、宅造や道路、ゴルフ場、採石、港湾開発などによって著しく減少している。市内の緑も、板垣市長が全国一位といって胸を張るほど多くはない。大通り公園や北大構内・植物園も開道（注釈

があるが）時代からの遺産であり、戦後、文明が札幌市に残したものは破壊だけで、緑を増やした実績は全くない。

市民にとっての手稲山は都市空間という新しい価値観に立って、あらためて貴重であると考えなければならぬであろう。この手稲山、北斜面一帯はこれ以上開発の余地がないほど荒れている。発寒川以南の森林が保安林に指定されているのに対し、唯一の歯止めである景観保護地区解除は、手稲山を緑の存在しない山に化することは容易に想像できる。

これ以上開発させない。できることなら手稲オリンピックの所有するゴルフ場やスキー場、オリンピック跡地などを緑化するべきだとの考えが、私たちのスキー場反対の思考であったと思う。

このような素朴な考えが、専門家の多く

が委員として委嘱されている審議会や、自然保護の専門家集団である自然保護協会などの判断を超え（協会は、手稲山の長期的な保全と利用についてのマスタープランの検討についての要望書を提出したのみで、具体的運動はなかった）、素人集団の運動が起きたのだらう。

### スキー場反対運動の経過

審議会が解除の承認を決めた翌日、札幌地区労は道・札幌市に正式反対の申し入れをおこない、地域組織である西区勤労協も手稲地区でのピラ撒きなどをおこなった。

六月三日は、これらの団体で現地調査を行ったが堂垣内知事は、これらの動きを全く無視して解除の告示をした。

このような一方的な行政の在り方に対し私たちは六月十三日「手稲山の緑を守る市民会議（会長・皆川洋一）」を結成、本格的な運動をすすめることになった。市民会議といっても中味は労働者。会議は「手稲山の価値は何か」「何かめざらしいものもあるのか」などにはじまって「スキー客の増加のなかで、健全なレクも必要だ、市民から反響があるのでは」など議論は百出した。

運動の姿勢についても「絶対反対・着工実力阻止」などの意見も含め、数度の討議

を重ねた。しかし方向としては、保護地区解除によって一切の規制を失った民地相手の運動であり、条件交渉をふくむ二段階論が全体の姿勢となったのはやむを得ないし、長期的にはこの方向が一定の成果を得ることになったと思う。私たちの主張は、ほぼつぎのように集約される。すなわち、

- 1 手稲山記念ランドが管理している女子大回転・男女大回転コースを王子緑化の管理に移し、これをメインとして計画の再検討をすること（新規拡大阻止の意味で）。
  - 2 動植物調査を徹底し植生や生態系への影響を最少限に抑えること。
  - 3 手稲山一帯の緑化（植林）を行うほか、同地域を水源かん養保安林として指定すること。
  - 4 今後、手稲山におけるスキー場の拡大などを絶対に行なわないこと。
  - 5 オリピック男子大回転コースの復元をはかること。
  - 6 札幌周辺の環境保全計画をあきらかにし、これが市民的合意を得るまでは、一切の大規模開発を認めないこと。
- などの要求を王子緑化、市・道に対して申し入れることとなった。
- また併行して市・道議会、国会での論議をすすめたが、道議会では社会党の中田議員が七月十七日から二十四日まで委員会での質問を続行、主として審議会のあり方（定足数、代理出席の条例解釈上の効力、部会決議の効力など運営にかかわる件。また行政主導の審議会であり、事実上カクレミノであることなどを含め答申の無効を主張した）について質した。

委員会は非公式に審議会の関係者を参考人として呼び、事情の説明を求めるなど異例の審議となった。

七月二十四日の委員会で答弁に立った堂垣内知事は、事実上着工凍結の意志を示さざるを得ない状況となり、具体的には『本問題の重要性にかんがみまして、事業主体としては地域住民の理解が得られるよう配慮すべきでありまして、現状のままでは開発行為が行われないうよう十分指導していく』との答弁となつてあらわれた。

私たちは、この知事答弁をもとに、対面交渉では『住民の理解とは、市民会議と王子との協定を意味するか』と迫り、両者の協定なしには着工させない、との言質をとった。

### 協定と道回答の意味するもの

前述の言質を伏線としながら、私たちの交渉は一年を超えるロングランとなった。王子緑化との交渉は数回に及び、交渉決裂

も辞さない局面を幾回かむかえた。また私たちは、市民を対象とした『手稲山スキー場に関する自然保護シンポジウム』を開いたり、自然保護団体との交流も試みた。

最終的には、五十一年八月十八日の交渉で計画の大幅縮小、男子大回転コースの復元など、資料にある市民会議と王子緑化の確認書に市・道が副書することを要求したことが、確認書を受けて回答書（資料3）を出すことで決着をみた。

私たちは、この一年間に及ぶ交渉をつぎのように受けとめ、条件交渉とはなつたが、自然保護運動に一定の前例をつくつたと評価している。すなわち、

- 1 公的規制力を（法的に）失った民有地を対象とした資本の開発計画に対し、住民と資本が直接交渉をもち、自然保護について住民と資本が協定を交すという異例の前例をつくつたこと。
- 2 公権力がこれまでもつていた既成の概念としての住民代表（首長とか議会、あるいは直接利害関係人など）の枠を超え、市民会議をして住民代表として認めさせたこと。
- 3 民有地の開発行為に制度としてではなく、住民の意志として一定の歯止めをかけたこと。
- 4 放置されていたオリピックコース

（男子大回転）の復元を約束させたこと。

5 札幌市周辺の自然について保全計画の提出を約束させたこと。

6 審議会のあり方が、あらためて問われたこと。

7 そして、労働団体が自然環境の問題をはじめ自分たちの問題として、真正面からとりあげたこと。などがあげられる。

### 札幌パラダイス計画の 隠された背景

さいごに私は、王子緑化が札幌パラダイス計画を出すにいたつた背景と問題点を明らかにしておきたい。それは、冬期札幌オリピックの後遺症でもあるからだ。

冬期オリピックの傷跡は、手稲山にいまなお残っている。男女大回転コース、女子大回転、男子大回転コース、スタートハウスやリフトなどが荒れたまま放置され、その大部分は札幌市の怠慢と無責任性によるものである。

札幌市にはオリピック閉会后に、関連施設のとりこわしと復元の約束があったはずである。その約束は、恵庭岳のような明確なものではなかったとしても、地主や関係者の話を総合してもあきらからである。

それにもかかわらず札幌市は、そのこと

には全く目をつぶり男女回転・女子大回転コースを『札幌オリンピック手稲山記念ランド』に管理を移譲し、スキー場としての既成事実をつくりあげてきた。

この記念ランドは、札幌オリンピックの翌年の三月、板垣武四札幌市長を設立代表者として『手稲山一帯をスポーツ、文化の基地としてさらに開発整備し、これを既存の競技施設とあわせ一般の利用に供する』ことを目的としている。主なネタイは、定款であきらかなように『オリンピック施設を維持管理、運営していくこと』、すなわち利用していくことにあった。五千万円の出資金のうち、市は二千万円の大口出資者、札幌市助役や道前副知事などが役員に名をつらねることで、復元の約束は完全に宙に浮いてしまったわけだ。

当初、約束による王子緑化への返還についても王子側の請求に耳をかたむけず、記念ランドの経営維持を優先させたと考えられる。記念ランドは、男子大回転コース（三菱金属所有地）の再利用について強く札幌市に働きかけていたほか（私たちの運動がなかったら、おそらく希望はかなえられていたであろう）、全体経営のなかで王子緑化にスキー場経営を働かかけた節がある。

記念ランドは資料4のように王子緑化も

出資者であり、札幌パラダイス計画は、記念ランドという第三セクターを伏線として板垣札幌市政のリードによってすすめられたとみるべきだろう。

今回あらたに提起されている朝里岳問題

も、札幌市と第三セクターの札幌振興公社が一億八千万円出資する札幌リゾート開発公社である。記念ランドもリゾートも札幌市が介在する大規模スキー場開発であり、常に行政主導で進行している。

【資料1】手稲山開発の歴史

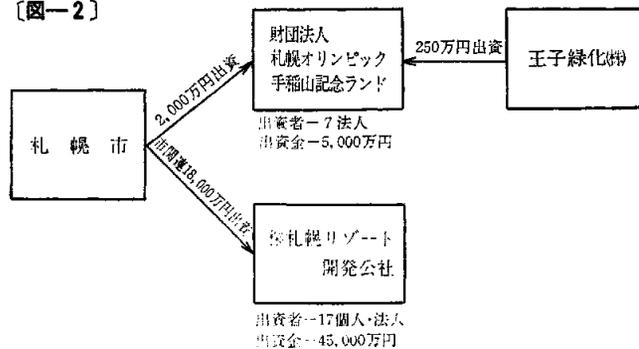
年度	事業主体	事業内容
明31 大10 15	北海道造林会社 三菱 鉱 業 大 株	会社設立、伐採・山火などの荒廃地に植林 鉱区買収、本格的採鉱を始める。 パラダイスヒュッパ建設
昭13 33	王子造林 株 HBC	2,900haの林地買収 HBC山道建設、送信所設置 これを機に札幌営林局、NHK、開発局、気象台、 道警、電々公社、UHB、STV等がこぞって中継 所等を建設
40	テイネオリンピック 株 設立	スキー、ゴルフ場、遊園地等造成
41	IOC	冬期オリンピック札幌開催決定
42	JOC	関係施設着工
45	IOC	プレオリンピック開催
47	〃	冬期オリンピック開催

朝里岳の交渉で、私は札幌市につきの事を問い質した。

一つは、手稲山協定に示した保全計画が明らかでない段階でスキー場計画を認めることの協定違反（私たちは交渉のなかで、保全計画がでるまで、大規模開発は認めないと文章化を要求したが、その主旨は了承しながら文章化にあたっては、道回答4の型となった）。二つには、最大の出資団体が五十二年一月申請の大規模計画を事前に知らなかった、との札幌市答弁についてである。

いま私のころは、手稲山、朝里岳の二つの対象を通して、札幌市政に対する不信が一層増幅さ

【図-2】



れている。そして、これを機会に第三セクターなるものの怪物の正体を市民の面前にさらかにする必要があるし、いまの行政姿勢をそのままにし、札幌オリンピック再誘致の動きを無視するわけにはいかない。かけがえのない札幌の自然を、利権と一握りの人間の名誉の犠牲にはしたくないと考えている。  
(常任理事)

〔資料―2〕

### 王子緑化(株)と市民会議及び札幌地区労が交した確認書

王子緑化株式会社(以下甲という)と手稲山の緑を守る市民会議と札幌地区労働組合協議会(以下乙という)は、甲が札幌市手稲山に建設を予定しているスキー場に関して協議した結果、手稲山における『緑』の減少を最少限に抑え、景観保護、自然環境を保全していくため、下記のとおり合意に達したことを確認する。

記

- 1 甲が手稲山に建設するスキー場(札幌パラダイス)は、別図一のとおりのリフト四本、スキーコース二本、ゲレンデ一面(五・七八ha)、駐車場(一・四三ha)の範囲とする。
- 2 甲は、手稲山における『緑』をこれ以上減少させない為、当該スキー場の施設を拡大しない他、北海道、札幌市が今後作成を予定している手稲山の自然保護計画について自然保護・景観保全の立場に立ち、積極的協力するものとする。
- 3 手稲山における『緑』をさらに増加さ

せる為、甲は別表1、別図2のとおり植林等を行い具体的内容は乙と協議しながら進める。

- 4 甲は、所有地内にある、旧オリンピック男女回転コースの一部(リフト北側の二ha)及び男子大回転コースの全部を財団法人手稲山記念ランド及び札幌市と協力して緑化復元を行なう。

〔資料―3〕

### 手稲山の自然保護及び王子スキー場造成に関する申し入れに対しての知事回答

昭和51年5月21日要請のあったことについて次のとおり回答します。

記

- 1 王子緑化株式会社(以下「会社」という)と手稲山の緑を守る市民会議(以下「市民会議」という)及び札幌地区労働組合協議会(以下「地区労」という)との間に合意の成立した事項について
- 2 会社と市民会議及び地区労との間の合意事項については道としてもこれを尊重し、道・札幌市と会社間で締結する協定

- 5 甲は新スキー場開設により予想される国道五号線の交通混雑を緩和するための方策を乙と協議のうえ措置する。
- 6 甲はスキー場建設にあたって、北海道自然環境等保全条例第三〇条にいう『特定開発行為』の許可申請及び北海道知事、札幌市長との間で結ぶ『自然保護協定』には、乙と合意に達した事項を盛りこむものとする。

- 7 前各項以外について問題が起きた場合、あるいは、甲が所有する手稲山地域においての自然破壊、景観破壊などの恐れがある場合は、甲・乙双方協議し、合意の上、一層の保全計画を計るものとする。

には十分にこの趣旨を汲み締結するものとする。

- 3 手稲山は、札幌市周辺の自然地域として、また、市民が自然に親しむ場としても重要性を有しているが、今後その自然保全については、札幌市全体の自然状況や利用の実態、市民の意向等をふまえて、より一層都市周辺の自然地域として保全がはかられるべきである。

したがって、市民会議及び地区労から要請のあった保安林の指定についても札幌市全体の保全計画の中で、手稲山及びその周辺の保全対策が位置づけられる過程で十分検討されるべきものと考えており、道としては、その保全計画に市民会議及び地区労の要請の趣旨がよく生かされるよう努める。

- 4 道としては、全道的な観点から基本的な保全の方向を明らかにする必要があるが、現在自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、緑地保全地域等の自然環境を保全するための地域の指定計画の策定について調査検討を行っているところである。

また、会社のスキー場計画に関連して解除した地域の保全については、道、札幌市と会社間で締結する協定において担保していく考えである。